

京 都 大 学 環 境 安 全 保 健 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (部門) 第10条 機構に、次に掲げる部門を置く。 環境管理部門 安全管理部門 放射線管理部門 低温物質管理部門 産業厚生部門</p> <p>2～5 (略) (後 略)</p>	<p>(部門) 第10条 機構に、次に掲げる部門を置く。 環境管理部門 安全管理部門 放射線管理部門 低温物質管理部門 産業厚生部門 <u>エネルギー管理部門</u></p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和5年達示第49号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>